

平成 26 年度 第 6 回高知市子ども・子育て支援会議

開催日時：平成 27 年 1 月 21 日（水）

18 時 00 分～19 時 30 分

会 場：たかじょう庁舎 6 階会議室

（子育て給付課 森課長）

それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成 26 年度第 6 回高知市子ども・子育て支援会議を開催いたします。

本日は大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。私は、こども未来部子育て給付課長の森でございます。議事に入りますまで司会進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

さて、本日は本年度第 6 回目の会議となっております。第 5 回目の会議では、高知市子ども・子育て支援事業計画の各論や放課後子ども総合プランなどについてご説明させていただき協議を行っていただきました。

本日の会議では、高知市子ども・子育て支援事業計画の原案につきましてご報告をさせていただき、ご議論いただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

なお、本日は宮地委員が都合により少し遅れて来られるとのご連絡をいただいております。

それでは、開会にあたりまして、こども未来部長の山川より皆様へ一言ご挨拶を申し上げます。

（こども未来部 山川部長）

皆さん、こんばんは。本日はお忙しい時間に通常よりも 30 分早くお集まりいただきましてありがとうございます。また、本日はこのあと、児童福祉審議会を引き続き行います。非常に長時間になりますが、またご審議よろしくお願いいたします。

子ども・子育ての新制度におきましては、国のほうで予算の概要がほぼ明らかになってきておりまして、先週末、閣議で案を決定されたようです。今現在本市におきましても、新年度予算の作業を行っているところでございます。

また、私ども、この場を借りて少しご報告させていただかなければいけない案件がございます。もう既に新聞報道等でご存知かと思えますけれども、昨年末 12 月 26 日に私どもが支援をしてまいりましたご家庭の児童が、虐待により亡くなるという事件が発生いたしました。高知県、高知市、連携して取り組んできたご家庭だったんですけれども、今回このような事件が起きてしまいました。非常に深い悲しみと、本当に残念でなりません。

現在、高知県と連携して、この事件の検証をするための委員会の立ち上げの準備をしております。間もなく第 1 回目の検証委員会を立ち上げ 6 回ほどの審議をしていただき、5 月の中旬には報告書を取りまとめるよう進めてまいります。また、この報告書ができましたら、児童福祉審議会を開催させていただきまして、その報告書の内容につきましてご報告をさせていただき、また、

皆様方からご意見をいただきたいというふうに考えております。

今回の検証委員会にあたりましては、私どもも率直に本当に全力で取り組んでいって、二度とこのような事件が起こらないようにしっかり検証をして、課題とか次の体制の見直しであるとか、本当に反映していけるような、全力で取り組んでまいる所存でございます。また5月にはご報告ができるかと思っておりますので、どうかその際にはよろしく願いいたします。

この児童虐待に関しましては、今回皆様にご審議いただいております、この子ども・子育ての来年度からの5ヶ年計画、この中におきましても重点施策ということで児童虐待の発生防止という項目をあげております。こちらに私どもの気持ちもしっかり書き込んでおりますので、この書き込んでおる一言一言を私達全職員が胸に刻んで、この計画を着実に推進してまいりたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

本日は長時間にわたりますが、是非忌憚のないご意見をいただきますようよろしく願いいたします。

(子育て給付課 森課長)

続きまして、事前にお送りさせていただいた資料と本日お配りさせていただいた資料のご確認をお願いいたします。資料一覧をご覧ください。

本日お手元にお配りさせていただきました資料は、会次第、委員名簿、座席表、議事(1)－①関連、資料1－1 高知市における量の見込みに対する確保方策。議事(1)－②関連、資料2－1 児童福祉法第56条4の2第1項に規定する市町村整備計画(案)について。以上でございます。

なお、議事(1)－③関連、資料3－1 高知市子ども・子育て支援事業計画の原案について。資料3－2 高知市子ども・子育て支援事業計画の各論の修正内容について。資料3－3 高知市子ども・子育て支援事業計画の各論(施策別)について。その他関連。議事関連資料、事業計画・施策「障害児支援の充実」へのご意見等に対する回答。報告事項関連。参考資料、高知市子ども・子育て支援事業計画案のパブリック・コメントについて。これらにつきましては、事前にお送りいたしております。お手持ちの資料に不足等がございましたら事務局までお知らせください。

それでは、議事に入ります前に、会議の開催にあたりましてお願いがございます。本会議は情報公開対象となりますので議事録を作成いたします。ご発言の際には、お名前をおっしゃっていただき、そのあとにご発言をお願いいたします。

それでは、議事に移ります。ここからは有田会長に進行をお願いしたいと思います。有田会長、よろしく願いいたします。

高知市子ども・子育て支援事業計画の原案について

教育・保育の確保方策の修正について

(有田会長)

それでは、会次第に従いまして議事を進めてまいります。

議事(1) 高知市子ども・子育て支援事業計画の原案につきまして事務局のほうからご報告のほうをよろしくお願いいたします。

(保育幼稚園課 赤堀)

私のほうからは、資料1-1 高知市における量の見込みに対する確保方策。教育・保育についてご説明差し上げたいと思います。着席にてご説明させていただきます。

量の見込みに対する確保方策につきましては、昨年9月4日に開催いたしました、平成26年度第3回高知市子ども・子育て支援会議の議事の中で、昨年7月に施設に対して実施いたしました平成27年度の移行調査の結果を速報値ということで集計しお示しさせていただきました。そしてその後ですね、施設の意向にも変化がありまして確保方策の修正をすることになりましたので、再度議事としてとりあげさせていただきます。

まず、平成27年度4月時点の施設移行状況をA3横の用紙に2種類の表でお示ししております。この移行状況につきましては資料を事前送付させていただきましたけれども、26年度の施設数の修正及びいまだ施設の移行が変化している点もあり一部修正させていただき今回配布させていただきます。

まず、左の表ですが、平成26年度と比較しました施設数の変化をお示ししております。右の表が、どのような施設移行があるのかを施設種別ごとにお示ししております。当初、認定こども園への移行や小規模保育事業を併設して実施することを希望されていましたが時期を見送る動きもありましたし、新規施設設置の動向もございまして、その分を書き添えております。具体的には新規施設というのは保育所及び小規模保育施設の新規参入が予定されております。

次のページからは量の見込みである保育ニーズに対する供給体制と確保方策についてお示ししております。前のページの施設移行状況をふまえたかたちで供給体制をお示ししています。

まず、ここでお示ししています支給認定区分について簡単におさらいとご説明させていただきますと、1号認定というのが保育要件を必要としない3歳以上のお子さんが対象となります。2号、3号認定については、保育の必要な事由に該当する場合で年齢によって3歳以上のお子さんが2号認定、3歳未満のお子さんが3号認定ということになります。

供給施設についてご説明いたしますと、幼稚園が1号認定のお子さんの受入、保育所が2号、3号認定のお子さんの受入先、認定こども園が1から3号認定のお子さん、そして、地域型保育施設というのが3号認定のお子さんの受け皿になることとなります。

表の中の2号認定(幼)としてお示ししておるのが、認定こども園における2号認定子どもの供給数ということになり、2号認定(保)としているのが保育所における2号認定子どもの供給数をお示ししております。

供給数は各施設の利用定員から積算していきまして、現時点で利用定員を決定されていない施設については、昨年10月時点でおうかがいしている未決定の数値から算出しております。また、

前回までへき地保育所の供給数を保育所として特定教育・保育施設の中に含んだかたちで積算しておりましたが、へき地保育所が確認を受けない施設ということで認可外保育施設のほうに含めて修正させていただいております。

まず、その量の見込みの1ページのところからご説明差し上げますと、平成27年度から5年間、市域全体の需要に対する供給体制を整える計画をお示ししており、2ページ目から6ページ目にかけて各年度の受給状況、市内4区域ごとに分けてお示ししています。不足している供給量の確保方策については7ページ目にまとめて記載しております。

本市の保育所待機児童解消計画においては、2号認定及び3号認定の待機児童を平成29年度までに解消し、5ヶ年計画の最終年度である平成31年度には、全ての認定区分で充足する計画を立てています。

まず、2ページ目、27年度の受給状況についてご説明いたしますと、市内全域において3号認定（0歳）の供給不足ということになっており、特に東部区域においては人口減を相殺しても89人の供給が必要ということが試算されています。また、同区域では3号認定（1・2歳）においても47人分の供給不足が見込まれており、この不足数を3年間で確保することが必要ということになります。

次に、西部区域では特に2号認定（幼）が供給不足である一方、1号認定及び2号認定（保）は充足している結果になっております。

南部区域においては、児童数の減少が見込まれるという理由から施設のほうが利用定員を抑える傾向がみられたため、ほとんどの区域において不足するという傾向がみられました。しかし、認可定員までの収容は可能であるため希望に応じて受け入れはある程度は可能であるというふうに考えております。

確保の数値目標についてですが、平成27年度の受給状況をお示しします。2ページ目でご説明いたしますと、例えば東部区域、3号認定（0歳）においては先ほどご説明させていただきましたが、不足しております89人分の供給が必要ということが試算されましたので、この供給不足を3ヶ年計画で3年に按分して供給数を超える計画を立てております。この増加分をふまえたかたちで、この表中にはお示ししております。

（小野委員）

65になっていますが。

（保育幼稚園課 赤堀）

この表の数字ですけれども、確保分を増やしたかたちでお示ししていますので、89人分の供給が不足をしておるところに3年分で各…。

（小野委員）

その89という数字がどこにあるのかが。ここの表には載ってないですか。

(保育幼稚園課 赤堀)

そこの中には載っておりません。すみません。

この中でお示ししておりませんが、89人分の不足があるということで、3ヶ年に按分して30人分ずつの供給数をプラスするというかたちで考えておりました、そこに30をプラスして65というかたちで不足が変化しているということになっています。

(伊野部委員)

458から数字から337を引いた数字ということを用いてあげたほうがわかりやすい。それが89ということ。

この3号認定の0歳の458から337引いたものが。

(保育幼稚園課 赤堀)

393ですね。458から。

(伊野部委員)

393か。

(小野委員)

それを引いたら65に。

(保育幼稚園課 赤堀)

65になります。施設数だけ、施設の供給数だけで計算しますと、307が教育・保育施設での供給数になるんですけども、これで計算したところ89の不足が出てくるということになっています。

(小野委員)

東部においての3号認定(0歳)の施設数の合計数が307になる。

(保育幼稚園課 赤堀)

307が実際の現存の施設で供給できる数値になります。

ここに教育保育施設で30分確保して、27年度中で不足を65まで持っていくという計画にしております。

(小野委員)

それやったら、もう一つ行があってもよかったように思うんですけどね。

(保育幼稚園課)

すみません。大変わかりにくい表にはなっていますが、同様に現存の施設で供給ができる数字とニーズ量とを比較した時の不足分を3年に按分して供給数を増やしたかたちで各年度分を作り上げています。

3年後になります平成29年度までの3ヶ年計画で2号、3号の保育所に当たる部分についての受給バランスを整えるということで予定しております。

保育量が具体的に示され、また新制度について一定浸透したのちに保護者のニーズが変化すること、また、施設の移行状況なんかも進むことが今後予想されますので、そのような動向も含め、確保方策を順次見直していくようなことを予定しております。

実際に確保については、7ページ目に文言としてお示ししておりますけれども、利用定員の再検討をはかる（低年齢時の定員の増加）及び施設改修時に定員増の要請を行う、また3番目としまして、認定こども園や地域型保育事業等の制度を活用して定員の増加を図ることを予定しております。

また、平成30年度において供給不足が予想されております2号認定（幼）については、先ほどご説明差し上げた3つの方法以外にも公立保育所の認定こども園化等も検討に含め、平成31年度、5年目には供給数を確保することを予定しております。

（有田会長）

はい。よく数字のところ、イメージがわからないところありましたけれども、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（有田会長）

必ずこれで確保ができていける取り組みができていう数字にはなっているんですね。

ちょっとこの数字を見ても、なかなかイメージが全くわからないところがあると思いますけれども、それぞれの地区にいるお子さんが必ず希望する施設には入ることができるというような取り組みをこれからされていくというところでおさえおいてよろしいでしょうか。

（小野委員）

例えば27年度の量の見込みと、それから供給の全体数だけを見れば、12,596人の量の見込みに対して、供給数が13,760人ということは、全体で見れば充分足りているというふうに考えていいということですよ。

その地域とか2号認定の例えば幼稚園の2号認定が供給不足になっているわけですよ、これだと。それで、2号認定の保育のほうが供給がたくさんあるということで、そのところでバランスを取っていくというふうに考えていいということでしょうか。

（保育幼稚園課 赤堀）

おっしゃるとおりで、3歳以上のお子さんについては、1号、2号の中で供給はできるということにはなります。おっしゃるように2号認定（幼）の中で346の不足がありながら、保育のほ

うで998と、かなり充分にあるということになっているので、保護者さんの意向によってどうしてもという場合には保育所のほうでまかなうことは可能だと思われます。ただ、0歳、1・2歳については、かなり不足をしておるといふ状況です。

(小野委員)

はい、ありがとうございました。

児童福祉法第56条の4の2第1項に規定する市町村整備計画(案)について

(有田会長)

そうしましたら、続きまして、②児童福祉法に基づく保育所、幼保連携型認定こども園の整備計画についてご説明のほう、よろしくお願ひしいたます。

(保育幼稚園課 宮地係長)

私のほうからは、資料2-1に基づきまして児童福祉法第56条の4の2第1項に規定します市町村整備計画(案)についてご説明させていただきます。

児童福祉法第56条4の2第1項では、保育所、それから幼保連携型認定こども園の市町村計画が規定をされております。なお、本市の子ども・子育て支援事業計画の位置付けとしまして、この児童福祉法56条の4の2第1項に規定する整備計画を含めたものとする事となっております。また、市町村整備計画につきましては、児童福祉法で保育所と幼保連携型認定こども園のみが対象とされておまして、幼稚園や幼保連携型認定こども園以外の認定こども園等は対象とされておりません。

それでは、それぞれの計画を説明する前に、児童福祉法に規定する整備計画の策定の目的について説明させていただきます。資料の一番最後ですけど、まず5ページのほうをお開けください。5ページのほうに児童福祉法の抜粋を記載、示させていただきます。

まず、児童福祉法第56条の4の2の第1項のほうで、保育所、それから幼保連携型認定こども園の市町村整備計画が規定されておまして、次の第2項各号で区域ごとの整備目標、計画等について定めることとされております。

そして、56条の4の3、第56条の4の3では、第1項のほうで「市町村は、次項の交付金を充てて」というところですね、それから第2項のほうでは、「国は、市町村に対し」という、この第1項と第2項の規定、ここの部分ですけれども、簡単に申し上げますと、交付金を活用して保育所及び幼保連携型認定こども園を整備するには、市町村整備計画の提出が要件とされているということを規定されています。ですので、今回お示しするのは、市町村整備計画交付金を活用して整備するには市町村整備計画の提出が要件とされているため、計画を策定しようとするものであります。

それでは1ページの、まず保育所の整備計画についてご説明をします。保育所は平成30年度

を目処に園舎の耐震化整備の完了を目指してありまして、鉄筋コンクリート造は耐震補強、木造は改築整備を基本としております。

平成 26 年度末までの状況、まず、見込みですけれども、公立は 27 年度末廃園予定の 1 施設を除いた 27 施設のうち 22 施設が耐震化で、耐震化率 81.5%となる見込みであります。また、私立、民営の保育所につきましては 59 施設のうち 34 施設が耐震化で耐震化率 57.6%となる見込みであります。

それから、経過及び方針については、こちらの資料に記載されてあるとおりですけれども、公立、私立、民営の保育所とも耐震化の基本的な方針としては同じでありまして、建築基準法改正の昭和 56 年 6 月 1 日以前の RC 造、鉄筋コンクリート造につきましては耐震診断を実施のうえ、耐震基準を満たさない施設につきましては、耐震補強工事に対応すると。また、老朽化した木造施設につきましては、改築工事によって耐震化をはかるということでありまして。なお、私立の民営の保育所につきましては、私立の保育所の耐震化につきましては、法人等との協議のうえ耐震化をはかっていくということになります。

そして、その下段ですね。平成 27 年度以降の整備計画についてご説明をします。この表で耐震化工事〇〇施設というふうに記載させていただいてはいますが、耐震化工事とあるのは、改築もしくは耐震補強工事によりまして耐震性の確保をはかっていくことを示しております。

まず、平成 27 年度は、公立は 26 年度と変わらず、一方、私立の保育所につきましては耐震化工事 12 施設と耐震化済みの新規に認可見込みの 3 施設で、62 施設のうち 49 施設が耐震化し、耐震化率が 79%となる計画としております。なお、この耐震化工事の 12 施設の中には平成 26 年度から耐震化工事を着手しましたけれども、年度中に完了が難しく平成 27 年度まで繰り越し見込みの施設も含まれております。

28 年度は、公立が耐震化工事 2 施設、私立が 5 施設。29 年度は、公立が耐震化工事 1 施設、私立が 4 施設。それから 30 年度は公立が耐震化工事 2 施設、私立が 4 施設で、平成 30 年度末には耐震化率が 100%を目指す計画となっております。

それでは続きまして、2 ページのほうをお開けください。2 ページのほうでは、幼保連携型認定こども園の整備計画を示しております。

26 年度末までの状況ですけれども、現在、高知市内に幼保連携型認定こども園はございませんので、対象施設、耐震施設とも 0 としております。方針としましては、原則として保育所と同様に平成 30 年度を目処に園舎の耐震化整備の完了を目指すこととします。

次に、27 年度以降の整備計画についてですけれども、公立は現時点では整備について未定でございまして、31 年度まで一旦 0 とさせていただいております。一方、私立は 27 年度に幼稚園から移行見込みの 1 施設。それから、幼稚園型認定こども園から移行見込みの 1 施設、計 2 施設が認可の見込みであります。2 施設とも耐震化済みですので、耐震化率 100%としております。

また、28 年度は施設への移行調査に基づきまして、保育所からの移行見込みの 2 施設と幼稚園からの移行見込みの 2 施設で計 4 施設が認可見込みとしてありまして、4 施設全てが耐震化後に幼保連携型認定こども園に移行する見込みですので、28 年度の私立の耐震化率も 100%として

おります。

幼保連携型認定こども園の状況としましては、現時点で把握できている内容は以上ですので、これを幼保連携型認定こども園の整備計画とさせていただきます。

次に、3ページ以降は、保育所、幼保連携型認定こども園以外の施設及び事業の整備の見込みです。なお、冒頭でもお話をさせていただきましたけれども、保育所、幼保連携型認定こども園以外の施設及び事業につきましては、児童福祉法第56条の4の2第1項に規定します市町村整備計画の対象外となっておりますけれども、幼稚園、それから幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園、小規模保育施設の整備状況及び整備見込につきましてもあわせて説明をさせていただきます。

まず3ページのほうは、幼稚園の整備の見込みですけれども、26年度末までの状況としまして、国立、公立のほうは耐震化率100%で、私立の幼稚園は20施設中15施設が耐震化で耐震化率75%となる見込みです。現行では、私立の幼稚園の施設整備は県の補助制度でありまして、新制度の補助制度につきましては、詳細は未定でございますけれども、今後の方向性としてしましては、原則平成30年度を目処に園舎の耐震化整備の完了を目指して高知県及び施設等と連携、協議をしながら整備を進めていきたいというふうに考えております。

次に、平成27年度以降の整備見込でありますけれども、27年度の予算が未決定でありますため、今後の耐震化工事の予定でありますとか、施設の移行を参考に整備見込をつくっております。

私立の幼稚園4施設が耐震化工事で27年度中に耐震化することによって、現在の20施設から幼保連携型認定こども園移行見込みの2施設を除きました18施設のうち17施設が耐震化となる見込みであります。残り1施設につきましても、施設と協議をしながらですね、平成30年度の園舎の耐震化の整備の完了を目指す整備見込としております。

次に4ページのほうですけれども、4ページ以降は、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園、それから、小規模保育施設の整備状況及び整備見込であります。これらの施設につきましても耐震診断未実施の場合には実施のうへ、耐震基準を満たさない施設、または、未耐震の施設は原則として平成30年度を目処に園舎の耐震化整備の方向で施設と協議をしながら整備を進めていきたいと思っております。

今後の整備の状況や施設の移行にもなう認可の状況によりまして、これらの整備計画でありますとか整備の見込みにつきましては、変更等も予想されますけれども、前半の方にご説明させていただきました保育所と幼保連携型認定こども園につきましては、今回お示ししたものを児童福祉法第56条の4の2第1項に規定します市町村整備計画（案）とさせていただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

（有田会長）

ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問、ございませんでしょうか。

（伊野部委員）

先ほどご説明のあった交付金を交付ということに、今までは、安心こども基金を利用した建て替えだったんですが、今度、交付金に変わるという認識でよろしいですか。

(保育幼稚園課 宮地係長)

はい。そのように考えていただいて結構だと思います。

(伊野部委員)

それと、平成30年度までに全ての園を耐震化するということを目標で今やられていることは十分我々も理解しておりますけど、これまで、言うても仕方ないかもしれませんが、是非、現状を知っていただいたうえです。今、我々民間で盛んに建て替えとかやっておりますけど、非常にこの1年で資材の高騰と、それから人件費の高騰です。なかなか補助金を今年も、今年度も9.何%上げてはいただいているんですけど、それに追いつかない。結局30年度までにやろうと思っても、法人がそれだけ補助金以外のものが法人の持ち出しですので、その持ち出し額が段々段々大きくなってきて、だから、法人の判断がなかなか、30年度までにやるにしてもなかなか、それまでに積み立てがどれだけあるか各法人によって違いますので、非常に苦慮されている法人もあると聞きます。

ですから、是非また全国の市長会とかで市長さん通じてですね、これはもう全国の問題だと思いますので、30年度までにやっていただきたいという、それはもう我々の願いですけど、実務的に言いますと、そういう問題が大変出ております。

それと、業者さんがなかなか入札にも来てくれない。結局、高知市さんでも市の庁舎建て替え、それから避難タワーとか、そういった他の工事がいっぱいあってですね、なかなか民間のところまで来てくれないという状況もありますし、それより先ほど申しました法人負担が段々段々増えているという現状をもう1回見ていただいて、やっていただけたらと思います。

(有田会長)

災害弱者である乳幼児ですので、是非そのあたりのところのご検討をよろしく願いいたします。

その他原案について

(有田会長)

無ければ、次、続きまして、③その他の原案につきまして事務局よりご報告のほうをお願いいたします。

(子育て給付課 三吉係長)

私のほうからは、議事の(1)の③ということで、その他原案についてという内容のほうを説

明をさせていただきます。資料のほうが事前に送付させていただいています資料3-1, 3-2, 3-3, それと議事関連資料ですね。この3つの資料をお手元にご用意いただければと思います。

まずですね、議事関連資料, A4の横の分になりますけれども、そちらのほうをお手元にご覧いただけたらと思います。こちらの議事関連資料は事業計画の中で、4-3に障害児支援の充実という内容がございますけれども、前回の子ども・子育て支援会議の中で内容のほうがお示しできていなくて、先月、その施策の内容についてとりまとめたものを委員の皆様にお送りをさせていただいて、ご意見をおうかがいをしました。事前にたくさん提出をいただきましてありがとうございます。議事関連資料, この議事関連資料には、いただいたご意見をまとめさせていただいております。

左側のご意見等のところいただいたご意見の内容, 右側の欄のそのご意見に対する回答として市の考え方などを記載をさせていただいております。こちらについてはちょっと量もありますので説明のほうは省略をさせていただきますけれども、非常に多くのご意見をいただきました。こちらのほうも参考にしながら今後の事業の実施に努めていきたいというふうに思っております。

次に、資料の3-2をお手元にご用意ください。事業計画の各論ということで、前回までに会議の中で色々と審議をいただきましてご意見をいただいております。前回いただきましたご意見と、今回、障害児支援の充実ということで事前に頂戴いたしましたご意見など、議事関連資料にまとめております内容とかをですね、事務局のほうで検討させていただいて、各論の修正を提案させていただく内容をこの資料の3-2にまとめさせていただいております。

こちらのほうを説明をさせていただきます。まず1ページをご覧ください。

まず、上の段ですけれども、中学校給食の実施に関するご意見を前回の会議でいただいております。こちらの事務局のほうで検討させていただきまして、施策1-3の思春期の健康づくり、それと施策1-4、食育の視点からみた健康づくりへの支援の、この関連する主な事業というところに、中学校給食の全校実施に向けた検討というのを追加をさせていただいて、来年度以降の全校実施に向けた検討の状況を他の事業ともあわせて同じようにご報告をさせていただきたいというふうに考えております。

次にその1ページの下段のほうは、施策1-4の食育の視点から見た健康づくりへの支援の現状課題の内容で、少し表現がわかりにくいというような指摘をいただいております。その部分については、右側のほうの修正後の案というところに記載をさせていただいておりますが、ご覧のようなかたちで表現を修正させていただいております。

次に2ページと3ページのほうをご覧くださいませでしょうか。2ページと3ページ、3ページの上段までのところですが、幼稚園、認定こども園の計画の中での記述に対するご意見が前回の会議でございました。まず、計画の文章の中で全体的なところですが、認定こども園、幼稚園及び保育所を表すような場合には、「認定こども園等」と表記をすることで統一をしていきたいというふうに考えております。

また、施策2-1, 2ページの下段でありますけれども、こちらのほうは今後の方向性のところ、認定こども園等に表現を変えるのにあわせて、少し文章のほうの修正をさせていただいております。

次に3ページに移りまして、3ページの上の段のほうは、施策2-2の、より質の高い教育・保育の推進という内容ですが、こちらの現状課題の内容の中で、保育所の職員、幼稚園教諭などに対する研修に関する記述の部分について、右側の方の、教育・保育の質の向上のため、従来の研修の充実に加え、新制度における幼保連携型認定こども園教育・保育要領や新たな職員資格となる保育教諭に対する研修について実施体制の整備をはかる必要があります、というふうに修正をさせていただきたいと思っております。

次に、3ページの下段から5ページまでにかけては、前回の会議以降にご意見をいただきました施策4-3 障害児支援の充実の内容についての修正の分になります。

まず、3ページの下段ですけれども、まず、障害児の支援制度の変遷の記述をした現状課題の部分について、現行制度については平成24年4月の児童福祉法改正のほうが原因といいますか、一番最近の改正ということで記述が必要ではないかというようなご指摘だと思いますが、そういう内容のご意見をいただいております。その内容については、確かにこちらのほう、24年度の児童福祉法の改正の内容が必要だというふうに思っておりますので、ご覧のようなかたちで修正をしたいと思っております。

次に4ページをご覧ください。4ページの上の段になりますけれども、現状課題がサポートファイルの記述に関するご意見については、具体的に記述をというご意見が多くございまして、右側のほうに入手方法が市役所への来庁などに限られており、というような文言で追加をさせていただいております。

また、その次の下段になりますけれども、今後の方向性における早期発見、早期療育支援体制の充実の取り組みの内容のところになります。この名前について関係機関という表現をもう少し具体的に例示をされたほうがというご意見と、あと、保護者を、子どもの障害などを受容することがなかなか難しいというような、そういうご意見をいただきましたので、今後の方向性の中でですね、子どもの障害や発達の遅れに対する保護者の受容過程に配慮し、子ども発達支援センターや認定こども園等、専門医療機関などの関係機関と連携したきめ細かい支援や早期療育教室の充実に取り組むというふうな内容に修正したいと考えております。

次に5ページをご覧ください。5ページについては、今後の方向性中でのサポートファイルの活用推進の取り組みについて、ご意見を2ついただいております。上の4ページの内容と再掲というかたちにはなるんですけれども、具体的に関係機関の内部を示し提示をするという内容と、このサポートファイルの改善の方向というのを具体的に示して欲しいというようなご意見をいただきましたので、右側の修正後の案では、サポートファイルを入手できる機会を拡充するとともに、記入しやすい様式や活用しやすい内容に改訂し、市役所関係各課をはじめ、子どもに関する機関や事業所等の支援者などの関係機関へ記入についての協力要請を行いますというふうに修正をしたいと考えております。

最後に6ページをご覧ください。6ページの上の段になりますが、施策5-1、生きる力の育成にむけた教育の施策の中の現状課題の内容で、「高知県・市協働で」という表現がわかりにくいというご指摘がありましたので、この部分については、「高知県と本市が連携して」というふうな表現に変更させていただきたいと思っております。

下の段について、これは、施策5-2の子どもの健全育成に関連してですね、スマートフォン等の使用に関するご意見を会の中でいただきました。この今後の方向性の中に具体的にスマートフォン等の適切な使用方法について研修会の実施などにより啓発を行いますという文言を追加をさせていただきたいというふうに思っております。

これが前回までに各論でいただきましたご意見とかをふまえての修正の内容というふうになります。その修正の内容を反映させたかたちが資料3-3の事業計画の各論（施策別）についてという資料になります。

前回の会議でも資料でお示ししている内容の中で、今回、修正の提案をさせていただく内容の施策のみを抜粋をさせていただいております。それぞれ修正箇所がわかるようなかたちで表記をさせていただいております。具体的、どこがどういうふうに変ったのかというのをこれで見ただけであればというふうに思います。

最後にですね、資料の3-1をお手もとにご用意ください。

こちらのほうが原案ということで、高知県のほうに提出をしている計画の全体をまとめたものというかたちになりまして、今回、資料3-2で提案をさせていただいております各論の修正の内容と、それと、今までの支援会議の中でご審議いただきました事業計画の中の序論、本論、それと数値目標の部分、それらを全部あわせて事業計画の原案として、今回資料3-1としてまとめさせていただいております。

これらの内容については、今までの支援会議の中でもご説明をさせていただいておりますので、3-1の説明のほうは省略させていただきますけれども、全体像としてはこういうかたちで事業計画を決定をして、提出をしていくというふうな流れで考えております。

ひとつ、本日の議事、最初の（1）の①と（1）の②ですね、ご審議いただいた内容の部分については資料3-1の67ページをご覧くださいませでしょうか。

まず、この議事の（1）の①で教育・保育の確保方策の今回、修正の内容についてご提案させていただきます。この67ページに書いてある内容は、それまでの修正前の状態の数値でございますので、今回、議事の（1）の①を受けてですね、この内容を修正をさせていただくように考えております。これが67ページから72ページまでの内容になります。

それと、議事の（1）の②に関連いたしまして、79ページをご覧くださいませでしょうか。79ページの上のほうから3番という番号をふった部分ですね。こちらのほうが児童福祉法にもとづくというかたちで書いておりますけれども、こちらのほうが、今回、今日の中で議事の（1）の②でご審議させていただいた市町村整備計画のほうに記載をしていく予定にしております。タイトルのほうは、ちょっと今日の議事のタイトルと合っておりませんが、今日の議事のタイトルに合わせるようなかたちで修正をさせていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

（有田会長）

前回の分の修正等を加えましたご提案をされましたけど、このことにつきましてご意見、ご質問などございますでしょうか。

(神家委員)

資料3-1の事業計画の原案でございますが、これはもう今日の段階で決定ということになりますでしょうか。

(子育て給付課 三吉係長)

計画の内容についてはですね、大筋のところは今日大体かためていきたいというふうに考えています。このあとパブリック・コメントという市民の皆様から意見を聞くという手続きを経て、そのあとの3月の下旬に予定しています支援会議を開催させていただいて、そこで最終的に決定をしていくというふうな段取りで考えております。

(神家委員)

これまでに私、意見を充分述べなかつたところもあるんですが、今回ちょっと、まとまったものを見させていただいて、例えば序論のところの9ページ以降のところ、使用されている、このグラフや図を示されて説明をされているんですが、例えば…。

少し文章で書かれていることが図のどこに示されているのかがちょっと分かり難いところがあったりするんですが、そういったところを少し手直しをしていただくようなことはできませんでしょうか、どうでしょうか。

(子育て給付課 三吉係長)

この場でご意見をいただけるようでしたら、それに対応していきたいとは考えております。

(有田会長)

皆さんが読みやすい文章にしておかないと、なかなか開いてもらえないことになるかと思いますので、そういう部分については、事務局のほうで見直しは、今、グラフと言葉が対応しやすいような表現にしてもらいたいというところは。

(子育て給付課 三吉係長)

今日お示しさせていただいた、この全体の原案の内容について、3月の上旬に最終決定をしていく中ですね、文言の若干の変更とかそういったのは可能だと考えています。趣旨が変わってくるとですね、パブリック・コメントをこれからしていくにあたって、大きくその意見をふまえたかたちでの修正ではなく、会議を経ず変えていくというのは、なかなか難しいところがありますので、例えば表現をこういうふうにするというような、そういうご指摘がありましたら、ご意見いただければですね、またこちらのほうで検討して修正できる箇所はしていきたいというふうに考えております。

(有田会長)

グラフで見ながら、言葉で書いてあるところをグラフで説明するというかたちになっていると思いますので、そのあたりがグラフと言葉の部分が対応するかたちで、例えばこの表はどこあたりとかいうかたちでの見やすいようなかたちを検討いただきたい、という神家委員のご意見ですので、そのあたりも修正していただけるのならお願いできるでしょうか。

(子育て給付課 三吉係長)

具体的にここがというふうおっしゃっていただければ見直しをさせていただきたいと思います。

(神家委員)

はい。そうしましたら、ちょっと時間が問題になってくると思いますので、また会議の後に。ひとつだけちょっと。私、ちょっとグラフに表記されていることで、ちょっとこれ間違えてないかなという気になるところが一点あります。そこをちょっと申し上げて、確認していただいてよろしいでしょうか。

13 ページの上のグラフでございますが、保育所定員数、それから利用児童数及び保育所数の推移というタイトル。これのグラフの下に表が出ておりますが、それで凡例として待機児童数、「○」で線が引いてある折れ線グラフのところですが、これは待機児童数でよろしいのでしょうか。

(子育て給付課 三吉係長)

ここの表のところはですね、間違いです。ですので、保育所数というかたちで修正をさせていただければと。上のタイトルどおりです。

(神家委員)

そうですね。

(子育て給付課 三吉係長)

最近の、26年の数字をちょっと追加をさせていただくにあたって表記のほうが悪ってしまったものというふうに思います。修正をさせていただきます。

(神家委員)

はい。それで、これに対応した文書が左側の(4)の待機児童、「小1の壁」に関する問題という文書でございますよね。この右側の2つのグラフに対応した文書が左側ですよ。

(子育て給付課 三吉係長)

そうですね。はい。待機児童のほうは下のほうの表の数字のほうで比較をした数字をあげています。

(神家委員)

それで、文章の前半に出て来る内容は下のグラフで示されていますよね。保育所待機児童数の推移の内容が、文章の、保育所の待機児童数については、平成 26 年には 21,371 人というふうになるんですよね。

例えば図のナンバーが入っておれば、文章中にそのナンバーで示していただければ、すぐここへ、この内容だというふうに分かるんですが、この場合、文章の内容とグラフが上下が反対になっているから、確認をしようとした時に手間取るわけですね。その他のグラフも必ずこのグラフとそれから文章とが対になっていますからこのグラフだとわかるんですが、2つグラフがあった時に、文章の順番にグラフをしていただいていたほうが分かり易いんじゃないかなというように思いました。

(子育て給付課 三吉係長)

神家委員さんのおっしゃるとおりだと思いますので、ここの部分は表を上下、反対にするようなかたちで修正をしたいと思います。

(神家委員)

その他、また会が終わりましたら、また。

(中西委員)

3-1の資料の55ページ、児童虐待の発生の予防ということで、大変きれいな文章で書いていただいていますのでよくわかるんですが、今後の方向性のところですね。③で入れるのか、もうひとつ④を作って入れるのかということがちょっとあるんですが、③の子育てに関する相談支援体制の整備をはかるとともに、もし入れるとしたら、専門的職員の養成と職員の資質の向上をはかりますと、で云々、そういうやり方がひとつか、もしくは③は③でおいといて、4のところへ④で専門的職員の養成及び資質の向上を図りますと入れていただくことがいいんじゃないかなと思います。

次の56ページのほうは、ちょっと今後の方向性の①のところ、連携体制の強化、職員の資質や実戦力の向上を図りますという言葉が入っているんですが、できたら、この予防のほうにも職員の養成と資質の向上という言葉、今回、事件があったわけですから、それ、多分これ、検証委員会が出てくる言葉だと思います。ご覧のようにまた出てくる可能性がありますので、先にここに入れておくというのはどうかなと思います。

(こども未来部 山川部長)

ご意見ありがとうございます。いただきましたご意見をもとに、また文章を少し見直してまいりますので、よろしく願いいたします。

(宮地委員)

私、すごくまとまって文言も整理をされて見やすくなったなというふうに思っております。それで、資料1-1でいただいた確保方策、要するに需要と供給の問題ですが、よくまとめられたなというのがあります。

というのが、1号、2号を決定するのは各家庭であるという、非常に変動する数値であるとともに、25年の11月にとった分をもとに推計した数値を出しているというふうなことで、足りない分を5年間で計画として需要と供給のバランスをとっていくということがみてとれていますが、今後お願いですが、いわゆる需要と供給のバランスが崩れることが、1号、2号が家庭で変わっていく、数値が変わる。1号については全県一区がエリアになる。高知市だけじゃないということで数値が変わってくる分が多々あると思いますが、その中で、まだ国としても決まっていない分がありますけども、例えば1号こどもの利用定員数は、当初超えてはならない、2号は超えていてもいいとかいうふうな、いわゆる運用上の制度の中でこの需要と供給のバランスを崩すような場面が出てきやしないかという危惧を持っています。

そういう事に対して、柔軟にやはりこの確保方策を立てられたように、柔軟な対応というものひとつ高知市として今後考えていかないと、いわゆる供給が不足したりするようなことも起こるかも知れませんが、是非とも、それは保育所だったら、2号は保育所だつたらどこへでも行きたいということじゃなくて、いわゆるこの保育所に行きたいんだというような希望、それから幼稚園にしても、同じような認定こども園にしても、というふうなあたりの希望にそえるような柔軟な、これは運用になろうかと思えますけど、それでも、今、正直なところ、27年4月から制度は決まって方向も決まって、運営した時に、どんな問題が出て来るか予想だにできないことがございます。それらに対応していく分が、やはり、子ども達が最善の利益のもとに育っていく分につながってこようかと思えますので、是非ともそのへんをお願いしたいと思えます。

(有田会長)

子ども達、それから保護者が望む施設、園が保障できるような、そのように柔軟に対応できていける、実際には、今の現状は事務局のほうでは把握はしていると思えますけども、今の子ども達の現状、家庭の現状をしっかりと把握していただきながら、現実に対応できていける、その取り組みにつきまして、是非、事務局のほうでお願いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

(家次委員)

すみません、ちょっとわかりにくかったので、かまいませんでしょうか。

最初の赤堀さんが説明してくださったところの7ページのところに、以下の方法を予定しているということで①②③とあって、利用定員の再検討とか、②番に、施設改修時に定員増の要請を行うというのがありますけど、施設改修時というのは、宮地さんがおっしゃった、この耐震補強工事もここにくるのかなというふうに思いますけれども、その時に既に26年までに耐震補強工事を行っている園のところには、逆に言うと定員増の要請はないのかなとか、そこらへんがどう

なのかなと思いました。今後、補強をするところの予定のあるところに定員増の要請を行うという予定なのかなということをお聞きしたいと思いました。

(保育幼稚園課 山崎課長)

先ほど家次委員さんのご質問のとおり、耐震化の計画が平成30年度までの計画ということで、この計画期間、事業計画の計画期間とかなりかぶっているところがあります。この事業計画の中で受給のバランス、供給の確保をはかっていくということになりますので、おっしゃるとおり、耐震の改修の時の定員増の要請ということになるかと思えます。

(家次委員)

そしたら、もう既に済んでいるところについては定員を多くしてくださいというような相談、要請は来ないという、逆に言うとそういうことでしょうか。

(保育幼稚園課 山崎課長)

やはり、施設改修となりますと、法人さんのほうのご負担もありますし、法人さんのほうからお申し出がひょっとあれば、またそれについては個別にご検討させていただきますが、基本的には耐震の改修というのが予定されておりますので、その中でお願いをしていくということになるかと思えます。

(岡林委員)

41 ページですけど、質の高い教育・保育の推進ということで、やはり人材の確保、教育・保育の人材の確保のところを少し計画に記載しておいたほうがいいんじゃないかなというふうに思っています。

継続して働いていただくような研修もありましょうし、それから、今現在リタイアしたり、仕事をしていない方の再就職の支援とか、あるいは働きやすい職場、経営者のための処遇改善等、色んな取り組み、高知市だけでできるものではないでしょうが、その部分のところは、やはり人がいないとなかなか進みませんので、福祉、どこでも同じですけど、そのへんの視点がもしあればというふうに思います。

2 点目が 43 ページですけど。お願いですけど、地域子育て支援センター、この部分については、やはり身近なところで色々な、私どものところでも色々な相談がございます。保育士等ではなかなか対応できない部分もございますので、やはりそういう発達の部分とか色々な遅れとか、そういったことが健診で見つけ出すということもあろうかと思えますけど、やはりそういった相談ができるような専門の方の派遣なり、配置なり、そういったことについても、少しご検討もされておるようにお聞きしておりますが、またよろしくお聞きしたい、これは意見でございます。

あと 49 ページですけど、質問ですけど、上から 6 行目のところで、労働者が 2 極化ということが載っていますが、これは正規・非正規の 2 極化ということなんでしょうか。教えていただけ

たらというふうに思います。色々なかたちで2極化ということが言われておるとは思いますけど。

最後に、障害児のところですけど、24年の4月の自立支援法からですね、児童福祉法に変わったというの、やはり障害があっても、同じ子どもであるという視点から児童福祉法に変わっておるわけなんだと思うんですが、子ども・子育て支援法のこの制度の中に障害児が、どちらかというと後方支援、あるいは限定といったあたりですので、まずはこの一般施策の中でですね、障害児についても充分やっただいて、そのあとにいわゆる障害サービスということで、まずは相談等も含めて是非この制度の中で充分な対応をお願いできるような体制づくりをよろしくお願ひします。

それと最後に一点ですね、ちょっと難しい横文字の字がございまして、その文字について、41ページの「アプローチカリキュラム・スタートカリキュラム」とかですね、あと、45ページの「グループダイナミクス（集団力学）」とか、計画ですから、わからないことについては是非注釈をよろしくお願ひしたいとします。以上、いくつか申し上げましたけど、よろしくお願ひします。

（有田会長）

今、いくつか出されましたけども、この子ども・子育て支援は、保護者が子育ての第一義的責任を持ちながら、子育て家庭を社会全体で支えていくというところがありましたので、先ほど言われた支援センターのところなんかは、まさにしっかり連携していく機関が、子ども達に関わるところは連携していくような文章がはっきり示されることが必要でないかと思われるところもあります。

先ほど言われた2極化のことにつきましてのご説明は、どういう意味だろうかということ。

（子育て給付課 三吉係長）

先ほど、ご質問というかたちでありました施策の3-4の49ページのところの2極化はおっしゃるとおりの内容です。そういう内容の2極化ということでお答えさせていただきます。

（有田会長）

それから、色々な先ほど言われたようなアプローチカリキュラムとか、それぞれのところで使われている言葉についての説明。

（子育て給付課 三吉係長）

注釈の部分についてはですね、実際の計画の本にしていく時には、それぞれの用語について当然、誰が見てもわかりやすいようなかたちに本は作っていく必要があるかと考えております。注釈についても、作業として入れていく予定と考えておりますので。今日はちょっと間に合っておりませんが、最終的にはそういうかたちにしたいというふうに思っております。

（保育幼稚園課 山崎課長）

先ほど、岡林委員さんが言われました 41 ページの質の高い教育・保育の推進というところでの、42 ページにもありますが、人材確保の視点をというところについてお答えします。

まず、人材確保の視点、これ多分、質と量とございます。質に関しては、この 41 ページの 2-2 の項目のところ、研修の充実などによって質をはかっていくということで記載をしておるかたちになっております。量につきましては、その前のページですね。39 ページから始まります利用希望に沿った教育・保育の提供というところで、その次の 40 ページのところに確保方策とありまして、②というところですね。その 4 行目のところ、ちょっと表現が弱いかと思います。職員の処遇向上等によりというのがございまして、実は保育士の人材確保というのは、ご存知のとおり全国的な問題になっておりまして、高知市においても平成 24 年度から、潜在保育士の再就労の支援ということで研修を実施したりしております。また、平成 25 年度には、県が補正事業で、保育士人材確保事業というのを始めておりまして、今、県の社会福祉協議会のほうに再就職支援コーディネーターというのを設置しまして、保育士の再就労に向けた支援というものを充実させてきておるところです。

この職員の処遇向上等のところに、人材確保というかたちでの表現を追加するということはできるかと思いますので事務局のほうで検討させていただきたいと思います。

(吉川委員)

皆さんにお知らせしたいのが、33 ページの乳児健康診査とか予防接種の重要性の啓発ですけれども、実際に今、乳児健診というのは昔は 3 回くらいできていたんですけど、2 回しかやれない、0 歳児でやれないということになって、そのうちの 1 回が産婦人科で行われてしまうと。そうすると、もう 2 ヶ月から予防注射をどんどんするのに、それがなかなか産婦人科の先生がそれをできていないということがありますので、1 ヶ月の健診は小児科ですという方向を、産婦人科医会と小児科医会で話し合っ、そこで予防接種を推進しようとか、そういう方向になっているのをお伝えしたいと思います。

推進したいんだということは、全体に方針ですからいいんですけど、具体的にどうするかというのがすごく大切なことなのではないかと思います。こんなことをやっているということをお知らせします。

それからですね、42 ページの下のほうに主な関連事業等、職員に対する研修というのがあるんですけど、もちろん職員を育てていくには研修は必要なんですけど、日々の保育園とかそういうところで、どういうふうに職員を育てていくかというのは、保育園とかそういうところに任されているんでしょうかね。どうやって、皆の児童の問題を共有して、毎日カンファレンスをするとかそういうようなことまでは言えないんだろうと思うんですけど、育て方についての具体的な進め方ですね。これは大きな方針ですからいいんですけど、そんなことを思いました。

それから、41 ページですけれども、上から 4 行目、5 歳の児童では全体の約 9 割を超えていると書いてあるんですけど、5 歳で 9 割、あと 1 割の人は全然、保育園は行っていないんですか。そんなにたくさん。ほぼ 10 割とって思っていましたけど。

(有田会長)

そのところが、以前の話し合いの中にあっただと思うんですけども、集団を全く経験しないで小学校に行く子ども達についての方策をどのようにしているのかというあたりは。

(保育幼稚園課 山崎課長)

19 ページに、就学前児童の居場所という表があります。就学前のお子さんに関しましては、4 歳、5 歳のところが、高知市の右側の表ですね。その一番上の 9%のところになろうかと思えます。義務教育ではないということもございまして、家庭での教育方針というものもあるかもしれません。また、ひよっとしたら、これに入っていない塾みたいな習い事に行っておられるかもしれませんし、ちょっとその把握まではできておりません。あるいは病気で施設のほうに、保育所、幼稚園と言われる施設には入っていない方もいらっしゃる可能性もあると思います。

(吉川委員)

そういう方はいらっしゃると思いますけど、それが 1 割もいると思えないので、実際にそういう方が 1 割もいたら、小学校に入る時に問題が起こっているんじゃないかという気がするんですけど、そういうのは大丈夫なんでしょうかね。

それから、もうちょっと言わせていただきますと、具体的話なんですけど、45 ページの情報発信については、既存の刊行物なんかについてと書いていますけども、今頃色んな情報は、首相官邸からもメールが来ますよね。そういうふうなスマートフォンを利用した色んな情報発信というようなことは考えられていないのかなと思いました。チラシなんかは、今の若いお母さん方は読まれないというふうに思いますので、これは具体的話なんですけど。

それから、47 ページの放課後、一番下の、今後の方向性のところの、放課後児童クラブのさらなる質の向上というふうにあるんですけど、議論でも色々出ましたけど、具体的にどんなことをやっていくかということですね。何かこう、テレビゲームをしたり人と人とのつながりがあまりできないような状態。だから、この機会を利用して色んな遊びを体験させてほしいというような思いがありますので、具体的話にあまりななくて申し訳ないんですけど、やはりそういう各論のことを是非お願いしたい。

それから、65 ページの読書のことですけど、それもすごく大事だと思うんです。これ、読書はそれぞれの図書館とかそういうことでやろうとしているけども、学校としてそういうふうな読書をもっとやるようなことはやっているんですかね、全ての小学校で。

それと、お手伝いを幼稚園とかでもやるような習慣を付けさせるようなことはもう当然やっているんですね。そういうことが習慣になっていくことによって、男の子が手伝いをする、大人になった時に家事をするようになって、ワークライフバランスがもっとよくなる。長期計画とかそういうのはどうなのかなと思ったりということはありません。

(有田会長)

細かい部分なんかもあるかと思いますが、今、吉川委員が出してもらったことにつままし

て、何か事務局のほうで答えられることがありましたらお願いします。

(保育幼稚園課 山崎課長)

先ほどの情報発信のことについてお答えさせていただきます。子育て支援等の事業の法定 13 事業の中に利用者支援事業というのがございます。この利用者支援事業は、子育て世帯の方にとりうった施設とか事業が利用可能であるかといったことをお知らせをするというような事業になっておりまして、先週の国の予算の中で事業について、基本型と特定型と母子保険型という 3 つの類型が明らかになっていますね。

この分のどれかをするによりまして情報発信を行っていく。その中で手法として、例えばホームページだとかスマートフォンで見れるようにするとか、そういったことについても検討を進めるということになろうかと思っております。

(こども未来部 西村参事)

47 ページの児童クラブの放課後児童支援員の研修についてご質問いただいたところでございますが、新制度によりまして、現在の指導員は支援員という名称が変更になりつつ、県が実施しております認定研修を受講することになります。

現在のところ、まだ県の研修の内容が具体的に伝わってきている段階ではないですが、まずそこで基礎研修、そして現在、月 1 回程度定例会というのをやっておりまして、そこで 90 分枠の研修をずっと続けております。

県のほうの全体の研修のあと、高知市の課題に応じた研修を続けてやってまいりたいと思っておりますとともに、また、こども未来部は新しい体制になっておりますので、それぞれのスタッフの力を借りて、現場での子どもへの対応のあり方ということへも来年度から計画をたててやっていきたいなというふうに考えております。

(筒井委員)

意見といいますか印象といいますか、ここの計画ですね。特に各論のところを見ておりまして、現状と課題、今後の方向性、主な関連事業等、施策関連課と、こうあるんですけども、その全般的な印象でいいますと、今後の方向性というところですね。さらさらさらと書かれておいて、例えば 47 ページの今後の方向性①時間外保育事業云々と、保育ニーズに対応した事業の実施を行いますということを書いているんですけども、実際これ、この計画の実施状況について評価する時に、こう書かれている場合にどういうふうに評価していくのか。保育ニーズに対応した事業の実施ということで、保育ニーズというのは色んなニーズがあると思いますので、それを実施を行いますと書いてるんですけど、何をどこまでというのが具体的に全般的にですけど書かれていないので、何かいまいち迫力が欠けると言いますか、こういうものなのかなというふうな印象をもちます。

(保育幼稚園課 山崎課長)

時間外保育事業などのニーズ量などにつきましては、73 ページに数値として目標を示しているかたちになっております。ここで平成 31 年度までに供給量を確保する、そういう計画になっています。

(有田会長)

そういうことは繋がって見ていかれるような。

(筒井委員)

そうですね。何か説明を受けたらわかるんですけど、これをサーッと見た時に、なかなかその、そのつながりがわかりにくいので、これは限界があるのかなと思いますけど、ちょっとそういう印象です。

(有田会長)

そのあたりの、また工夫のほうをお願いいたします。

(徳弘委員)

私、パーッと見せていただいて、すごい内容でできているなど、そういう印象でして、皆さんのように細かいところをすごく掘り下げて考えてない自分がちょっと恥ずかしいです。

(有田会長)

じゃあ、細かく議論いただきましたので、どうぞ、ご検討いただきますようによろしく願いいたします。

続きまして。

(子育て給付課 三吉係長)

すみません。今、ご意見を原案のほうでいただきまして、事務局のほうで検討させていただくという箇所、確認をさせていただきたいと思います。

40 ページの保育士の人材確保についての記述を追加するかどうかという検討の内容と、あと、55 ページのところの今後の方向性の中に、専門的な職員の配置とか資質向上とか、そういったところの文言を追加してはどうかというご意見と、事務局のほうで検討させていただくのはその二点ということで考えております。

先ほどからもちょっとお話させていただいていますが、パブリック・コメントを来月予定しています。今後のスケジュールの関係で検討させていただいた内容を、また会議にお諮りしてという時間が、その前にございませんので、どうしても今後の方向性というところの内容に関わってきますので、こちらのほうは事務局のほうで内容を検討させていただいて、その内容について有田会長、神家副会長のお二人にですね、内容をご確認をいただいて、そのうえでパブリック・コメントをかけていきたいというふうに考えておりますけれども、支援会議としてご了承いただけ

ればというふうに思っておりますが、よろしくお願いたします。

(有田会長)

今の事務局の提案でよろしいでしょうか。

▲▲▲ (異議なしの声あり) ▲▲▲

(有田会長)

では、そのようにさせていただきます。

報告事項

高知市子ども・子育て支援事業計画のパブリック・コメントの施策について

(有田会長)

続きまして報告事項として、高知市子ども・子育て支援事業計画のパブリック・コメントにつきましてよろしくお願いたします。

(子育て給付課 光内)

事前にお送りいたしました参考資料「高知市子ども・子育て支援事業計画」案のパブリック・コメントについてという資料をご覧ください。

パブリック・コメント制度とは、本市における基本的な施策の策定にあたり、事前にその内容を公表し、市民の皆様からのご意見、提言等を広く聞き、それを考慮して意思決定をするとともに、提出されたご意見とそれに対する市の考え方を公表する制度になっております。

このパブリック・コメント制度に基づき、昨年度から委員の皆様にご審議をいただきまいりました、この高知市子ども・子育て支援事業計画の計画案について広く市民の皆様からのご意見をうかがいたいと思っております。

計画案につきましては、先ほど事務局のほうからご説明させていただきましたとおり、今回使用しました会議資料3-1をもとに本日ご審議いただきました内容について中身を検討させていただいたものを公表資料とし、委員の皆様方に事前にご確認いただきましたうえで、高知市の子育て給付課、情報公開センター、地域のふれあいセンターにおいて閲覧ができるようにしたいと思っております。また、高知市のホームページ上においても計画案の公表を行います。

ご意見の募集期間は、平成27年2月2日月曜日から2月23日月曜日までの3週間としております。なお、パブリック・コメントでいただきましたご意見及びそれに対する市の考え方等につきましては、とりまとめを行った上、高知市のホームページ上にて公表いたす予定としております。

高知市子ども・子育て支援事業計画のパブリック・コメントについては以上でございます。

(有田会長)

ありがとうございました。以上で全ての報告が終わりました。

皆様方の活発な意見，どうもありがとうございました。それでは事務局のほうにお返ししたいと思います。よろしく願いいたします。

(子育て給付課 森課長)

どうも皆様，活発なご意見，ありがとうございました。

以上をもちまして平成26年度第6回高知市子ども・子育て支援会議を終わります。

なお，次回の会議につきましては，3月上旬頃の開催を予定しております。詳細につきましては後日改めてご案内をさせていただきます。委員の皆様方におかれましては，ご多忙のところ，まことに恐縮ではございますが，ご協力のほど，よろしく願いいたします。

このあと，第1回高知市児童福祉審議会を開催いたしますが，5分程度準備時間をいただき，こちらの時計で19時45分から開始いたしますので，よろしく願いいたします。

子ども・子育て支援会議を傍聴されている方及び報道関係者にお知らせいたします。

次の高知市児童福祉審議会は，施設の認可の審議を行うにあたって法人などの非公開情報を取り扱うため，会自体を非公開としておりますので，おそれいりますが，開始時間の19時45分までに退室していただきますようお願いいたします。よろしく願いいたします。

▲▲▲ (終了) ▲▲▲